

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成20年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成20年7月11日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成20年7月11日 金曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後1時38分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 3 乙第7号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 4 乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 5 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 6 乙第10号議案 専決処分の承認について
- 7 乙第11号議案 専決処分の承認について
- 8 乙第12号議案 専決処分の承認について
- 9 乙第14号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 10 乙第15号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 11 乙第16号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 12 陳情第83号、第86号及び第87号

出 席 委 員

委 員 長 當 間 盛 夫 君
副 委 員 長 山 内 末 子 君

委	員	島	袋	大	君
委	員	吉	元	義	彦
委	員	照	屋	守	之
委	員	浦	崎	唯	昭
委	員	崎	山	嗣	幸
委	員	新	里	米	吉
委	員	前	田	政	明
委	員	糸	洲	朝	則
委	員	新	垣	清	涼
委	員	玉	城	義	和

委員外議員 なし

欠席委員

金 城 勉 君

説明のため出席した者の職・氏名

総	務	部	長	宮	城	嗣	三	君
人	事	課	長	當	間	秀	史	君
財	政	課	長	小	橋	川	健	二
税	務	課	長	下	地		功	君
自	然	保	護	課	班	長	城	間
公	安	委	員	会	補	佐	室	長
				伏	見	眞	一	君

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案、乙第2号議案、乙第7号議案から乙第12号議案まで、乙第14号議案から乙第16号議案までの11件及び陳情第83号外2件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条

例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました乙第1号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について説明します。

この議案は、温泉法の一部改正に伴い可燃性天然ガスの濃度の確認の申請に係る手数料等の徴収根拠を定めるとともに、土地掘削許可申請手数料及びゆう出路増堀または動力装置の許可の申請手数料の額を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、乙第1号議案について、その概要を説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 実際上の影響と言いますか、件数と改定に伴う増収分の影響はどうなりますか。

○宮城嗣三総務部長 改定によって予想される平成20年度の収入見込額は12万1600円です。改定に伴う増につきましてはですね。

○小橋川健二財政課長 現在、温泉として9施設稼働しておりますが、それに係る天然ガスの濃度の確認申請が想定をされまして、9件ございます。

それから、今回新設でお願いしております温泉の採取許可の申請が1件でございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この温泉法の一部の法律改正というのがありますよね。それ

に伴うということがありますけれども、その法改正はなぜそういうことになったのか、その辺の説明もお願いします。

○宮城嗣三総務部長 今回の温泉法の改正につきましては、平成19年6月に東京都渋谷区の温泉施設で、温泉に付随して湧出する可燃性天然ガスによる爆発事故が起こったということでございます。それを契機に、その関連の災害の防止を盛り込んだ法改正ということになっております。

○照屋守之委員 この平成19年6月の爆発事故で、それに伴う法改正ということで、我々の条例も変えないといけないということで提案されているわけですが、この法改正あるいはこういうような条例の改正によって、この平成19年6月に起こった事故は今後防げるということになるわけですか。

○城間章自然保護課班長 今回の法改正によりまして、温泉から湧出する天然ガスによる安全対策がそれぞれの温泉の井戸を掘る段階でありますとか、温泉を利用するそれぞれの段階でその事業者には義務づけられることになります。その安全対策の具体的なものについては、例えば温泉の井戸につきましては敷地の境界から8メートル以上離しなさいであるとか、それからガスの噴出を防止する設備を設けなさいであるとか、ガスの警報機をつけなさいであるとか、ガスの分離装置をつけなさいとか、それから適正の排気口を設置しなさいとか、いろいろな細かな規制が設けられることになっておりますので、これが適正に行われる限りにおいては、十分な安全対策が行われると判断しております。

○照屋守之委員 この事故やいろんなクレームがあつて、法律を変えて、それに伴ってそれぞれの都道府県、市町村も含めて条例改正をしていくということが結構あるわけですが、結局は建築基準法の法改正によって非常にトラブルが起こっていますよね。ですから、この法改正、条例改正をするときにはそういう事故があつたにしてもそうじゃない部分が非常に大きい。そうじゃない部分に対して、この法改正とか条例改正がまともにやっている方々とか、条例を守っている方々の負担になったり、あるいは社会全体が非常に厳しい状況になったりするということがあるわけですね。建築基準法の改正がまさにその実態で、一部の人がやってきたことが、それが日本全体に悪影響を及ぼすような法改正になってしまっているわけですね。そういう懸念というのはないですか。

○城間章自然保護課班長 この場合は、ガスの濃度について事前に測定を行いまして、ある一定濃度以下のものについては、そういった対策をとらなくてもよいと規程されております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について説明します。

この議案は、平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律等に基づき、沖縄県税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、不動産取得税について農林漁業金融公庫等が株式会社日本政策金融公庫に統合されたことに伴い規定の整備を行うこと、法人の事業税について地方法人特別税が創設されたことに伴う税率の特例措置を設けること、個人の県民税の所得割について寄付金控除制度の拡充、いわゆるふるさと納税制度に関する改正に係る規定の整備を行うこと、個人の県民税の配当割について、特別徴収義務者に上場株式等の配当等の支払いを取り扱う者を追加すること、個人の県民税の配当割及び株式等譲渡所得割の税率の特例措置を廃止すること等であります。

以上、乙第2号議案についてその概要を説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 寄付金税額控除についてですが、適用の下限額が10万円から5000円に引き下げられるわけですね。そういうことでしたね。

○宮城嗣三総務部長 そういうことでございます。

○新里米吉委員 そのことは大変結構なことだと思います。

それと、今回の寄付金額の1割を住民税から控除するという事になっていくようですが、これは現在はどうなっていますか。寄付金額の1割を住民税から控除するという事ですね。現在も控除されていますよね。自治体などに対しては寄付金は控除されている。現在との比較がよくわからないものだから。

○下地功税務課長 現在は、所得控除方式ということで、税額控除ではなくて所得控除方式でやっているんですけども、約10パーセントの軽減ということになります。寄付金額の10パーセントを所得控除されるということになります。

○新里米吉委員 今回と現在の説明がほしいわけ。そうだったら同じじゃないかということになりますよね。どういう変化になるのか。

○下地功税務課長 これまでは今言ったように所得控除から税額控除ということになっております。それが適用最下限がいわゆる10万円から5000円に引き下げられた。これまでは10万円以上寄付しないと控除が受けられなかったということです。この住民税の1割を限度として控除する規定は、これまではありませんでした。今度新たに設けられた規定です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 個人県民税配当割ということで、証券会社の特別徴収義務者にも追加するという事ですが、ここをもう少し詳しくどういう形になるのかということをお説明いただけませんか。

○下地功税務課長 今回は、まず軽減税率のところ、これまで所得割、配当割、住民税と所得税をあわせて20パーセントの税率が適用されていました。こ

れが今回の改正で一済みません、軽減税率で10パーセントの税率が課税されていたんですけれども、今回の改正で20パーセントの本則税率に戻ったということです。それと、所得と譲渡割のいわゆる損益を通算するという事で、損益通算ができるような制度ができた。それに伴って、配当を源泉徴収する。いわゆる証券会社を特別徴収義務者に加えるという内容のものであります。

○前田政明委員 これは配当割、株式譲渡所得割、これは分離課税ですよ。分離課税の制度はそのまま残るわけですよ。

○下地功税務課長 これは分離課税の制度も残りますけれども、基本的には源泉徴収選択口座で、いわゆる納税者の選択によって源泉徴収口座で済ませることもできるということです。

○前田政明委員 いわゆる総合課税で普通は我々が申告すると、これはいわゆる金持ち減税という配当とか、株式の利益の場合には源泉で10パーセントを総合課税する必要はない。その仕組みは基本的には残るわけですよ。そういう国民の世論の広がりの中で、一応は本税に戻そうと。ただし配当額が100万円以下、譲渡益が500万円以下の部分については、平成21年か平成22年まで引き続き優遇税制いわゆる株や配当益一僕は縁がないものだから、そういう立場からすると、その優遇税制は残るわけですよ。

○下地功税務課長 2年間の措置として残ります。

○前田政明委員 さらにこれは個人県民税配当割と証券会社の損益通算というものの、それぞれ今まではもうけなかったで終わりだけれども、今度はここで大損をして、ここでもうかって、これでプラスマイナスの調整ができると。しかし、総合課税じゃないということです。そこをもう少し説明してください。

○下地功税務課長 これは制度として、いわゆる個人投資家がかなりふえてきているということで、個人投資家の投資リスクを軽減するという意味合いでの損益通算の制度もできたというような意味合いがあります。それから、これまで上場株式と配当については、配当については今回の改正でいわゆる損益通算できるようになったんですけれども、投資家の選択で申告で総合課税することもできるという選択制度は残っております。

○前田政明委員 具体的に今度の改正に伴う対象、具体的に納税者としてそういう対象となる対象者はどうなのかということと、先ほどの損益通算の個人配当割、譲渡割の軽減税率を受ける対象者はどれくらいで、実質的にはどのような状況が想定されますか。

○下地功税務課長 対象となるのは、上場株式等に投資をしている配当を受ける方、それから上場株式に株式投資をしている方、すべてに適用されることとなりますけれども、この申告とか源泉を選択するのがどれくらいいるのかというのは把握できていません。

○前田政明委員 現在の対象者の納税者はどれくらいですか。

○下地功税務課長 現在、株式とか配当というのは一括してまとめて申告があるものですから、件数としてはわからないというのが実状です。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田政明委員から、わからないという答弁はおかしいのではないかとの指摘あり)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

下地功税務課長。

○下地功税務課長 これについては、特別徴収義務者を指定して、特別徴収義務者が申告納付するという制度になってまして、その納入申告をするという部分では5627件で、これは平成18年ですけれども、そういうのはわかるんですけれども、この中の個人が何名かというのは把握できていないという状況です。

○前田政明委員 県民税の納税対象者は何名ですか。

○下地功税務課長 個人県民税の納税義務者数は、平成18年度の数字なんですけれども、合計で51万8628名となっております。

○前田政明委員 この辺がちょっとわからないので、先ほどの5627件というのは5627名の納税者と理解していいですか。

○下地功税務課長 納税申告数ですね。

○前田政明委員 納税申告数と納税申告者の違いは何ですか。

○下地功税務課長 源泉徴収の場合は特別徴収義務者を指定して、特別徴収義務者が申告する。要するに各個人投資家を全部まとめて申告するという事になっていきますので、先ほどの場合はその申告数ということでございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田政明委員から5627件は納税者数か証券会社数かとの再確認あり)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

下地功税務課長

○下地功税務課長 先ほどの申告件数5627件というのは、証券会社とか銀行等が県に申告した件数ということで、この中に個人投資家が何名いるのかというのは把握できないということです。

○前田政明委員 私がお聞きしたい趣旨は、私たち一般庶民と比べたらさっき言った本則税率もですけども、実際上は住民税3パーセント、所得税7パーセントの軽減措置、優遇措置を受けられると。それは国民的批判の中で、今の財政が苦しいと言いながら、この一部の配当やいろんなものでもうかる金持ちの減税をそのままにして何かという国民の世論の中で、一応見直しをする格好にしながら、しかしこれは継続になっている。その実態の答弁を聞いたら、その人たちが何割いて、どういう実態になっているのかということは県もわからない。すなわちそういう制度になっている。しかし、県民の納税者は51万8628名と把握はできているけれども、この配当割、損益通算を受ける特別徴収義務者から徴収をして、納める納税者の実態としてはわからない。すなわちこの法改正、条例改正に伴う措置をしても、いわゆる人数として51万8628名のうちなのかかわからないけれども、そのうちこういう恩恵を受けられる人が何名で、その影響額は県税にとってみたらどれくらいで、どういう影響が出るということは全くわからないということですよね、今の答弁では。

○下地功税務課長 全体の影響額という部分に関しては、平年ベースで現在の課税標準額が同じという前提で試算をして、今回いわゆる本則税率に戻した場合の影響額というのは、約4億5000万円ほどの増収になるということでありませう。

○前田政明委員 これは本則に戻す、ただし配当額がということについてもですよね。それを全部本則に戻したらどうなんですか。

○下地功税務課長 今の4億5000万円というのは、全部本則に戻した場合の現在の平年ベースでの話です。

○前田政明委員 ただし配当額が100万円以下、譲渡益が500万円以下の分については平成21年から平成22年までの間は引き続き軽減税率を適用する。この場合はどうなんですか。

○下地功税務課長 この100万円以下の部分とか譲渡益の500万円以下の部分というのがどれくらいあるのかというのが、先ほど言ったように把握できていないので、この部分に関して2年間残すことによる影響額というのは算定できていないという状況です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 今の議論でもう少し確認したいのが、投資家証券とか銀行が出す平成18年度の5627件、それをこの条例の改正によって4億5000万円の増税になるということは、逆にこういう人たちに恩典を与えるということではなくて、そういうところからもさらに税をふやして行って、この4億5000万円の収入増になるという理解でよろしいですか。

○下地功税務課長 今の4億5000万円というのは、いわゆる平成19年度の課税標準額いわゆる収入額をもとに平年ベースで算定して、この軽減税率が全部撤廃された場合、いわゆる暫定的に2年間は100万円以下とか500万円以下の譲渡益に関しては、軽減税率を残すことになっているんですけども、この部分については考慮しない場合の影響額ということですよ。

○照屋守之委員 もう少しわかりやすくお願いしたいのですが、こういうことをすることによって税がふえていくのか減っていくのかというその辺だけわかりやすく説明してください。

○下地功税務課長 今回の税制改正、金融関係はいわゆる軽減税率の撤廃ということと、損益通算できるということでの証券会社を特別徴収義務者に追加するということですので、先ほどから言っている金持ち優遇の批判とか、それを受けて税率を撤廃することによって増収になるということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第7号議案沖縄県人事委員会委員の選任について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第7号議案沖縄県人事委員会委員の選任について説明します。

この議案は、沖縄県人事委員会委員3人のうち1人が平成20年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため地方公務員法第9条の2第2項の規程により、議会の同意を求めるものであります。

人事委員会委員は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て選任することになっております。

御提案しました仲吉朝信氏は、沖縄銀行相談役の要職にあり、これまで同社

において国際部長、代表取締役専務や代表取締役頭取、取締役会長等を歴任し、人事や給与制度に明るく、かつ、人材の育成や能率的な事務の処理に理解が深く、また人格が高潔であることから、議会の同意を得まして選任したいと考えております。

以上、乙第7号議案につきまして、その概要を御説明いたしました。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 人事委員会というのは公務員の労働基本権の代償措置としての役割がありますよね。

○**宮城嗣三総務部長** そうでございます。

○**新里米吉委員** それだけに公平・中立で偏ってはいけないと思いますが、それはどうですか。

○**宮城嗣三総務部長** そのとおりだと考えております。

○**新里米吉委員** 今は3名おられるわけですが、人選について皆さんは何か一定の基準のようなものは持っておられるのですか。

○**宮城嗣三総務部長** 委員の選考に当たりましては、法律的に人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者ということの基本に選任をしているところでございます。

○**新里米吉委員** 今回提案された個人に対してどうこうじゃないんですが、平成15年からの人事委員会の委員を調べてみると、3人のうち2人は銀行関係者なんですね。その辺がやはり公平・中立で偏ってはいけないということから

すると、私は余り好ましいことじゃないなと思ったりもするんですよ。3名しかいない委員の中で2名が銀行関係ということで、どうしてそういう方向にしているのかなと思います。だから、仲吉さんに対してどうのこうのというわけではないのですが、それで皆さんはそういう基準を持っているんですかということで、個人が人格高潔とか、人事行政に明るいというのは当然でしょうけれども、その辺の配慮というか考えはなかったのか、この辺はどうなんですか。

○宮城嗣三総務部長 人選の考え方は、一般的な委員会についての考え方でございますが、委員会委員の構成が特定部位に陥らないというのも1つございます。それから、幅広い年齢層から選出する、男女の構成が偏らないようにする、それから特定の役職、地位等に固定化することのないようにする、年齢につきましては、選任時原則として70歳以下、在任期間中は原則として3期以内とするということにしてございます。先ほど申しあげました人事委員会の選任基準に照らして、総合的に検討した結果、たまたま結果として金融機関の出身者から複数員が選任されているということでございます。

○新里米吉委員 平成15年からそういう状態がずっと続いて、任期が来てまた変わったりもしているんですが、それでもそういう状態が続いてきているということがあって、その辺は今後皆さんの中でも人選していくときによく検討してほしいなという思いを持っております。これは要望として考えておいてください。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 先ほど委員の資格については公平感のある人を選定したという話をしていましたけれども、推薦される方については人事院勧告制度に対する認識はどうお持ちなんですか。

○宮城嗣三総務部長 先ほども御説明いたしましたけれども、沖縄銀行の中で相談役という形で務めていらっしゃるけれども、過去に人事関係で給与制度を運用している方でございますので、そういった観点から人事委員会そのものが人事制度や給与制度にかかわるものですから、適任であろうということで選任しているということでございます。

○**崎山嗣幸委員** 私が聞いているのは、今の人事院勧告制度に対する認識はどう考えているのかということをお聞きしたいです。皆さんは承知していますかということをお聞きしています。知らなければ知らないで構わない。

○**宮城嗣三総務部長** 崎山委員御質疑の労働基本権に対する代替措置として人事委員会があるということについては、これは常識的な方であれば御存じかと思いますが、推薦された方がそのことについてどういう見識をお持ちかについては承知しておりません。

○**崎山嗣幸委員** やっぱり憲法で保障された権利を制約しながらそういう制度をつくっているわけだから、最大限人事院勧告制度に対して認識を持って公平感のある方を選任するべきだと思うので、今の範囲の中では十分私どもは承知をしていないので、今言った答弁の中では、この人格については高潔で識見がある方と言っているのです、この範囲で議論をするしかないと思っていますので、指摘だけしておきます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○**山内末子委員** 選任に当たりまして、選任委員会とかそういうものが設置されているのかどうかお聞かせください。

○**宮城嗣三総務部長** 選任委員会というものについては特に設置はしてございません。ただ、県の内部的な規定としまして、行政委員会、人事委員会以外にも行政委員会がございますが、それを選任するに当たる沖縄県行政委員会委員人選要綱というものをつくって、その規定に基づいて委員選任をしております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第8号議案沖縄県公安委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について総務部長の説明を求めます。
宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第8号議案沖縄県公安委員会委員の任命について説明します。

この議案は、沖縄県公安委員会委員3人のうち1人が平成20年7月15日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察または検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案しました翁長良盛氏は現在1期目でございますが、今回再任をお願いするものでございますが、同氏はこれまで公安委員会委員としての職責を十分果たしてこられましたので、議会の同意を得まして任命したいと考えております。

以上、乙第8号議案につきまして、その概要を御説明いたしました。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 公安委員会というのはなかなか一般的にはなじみがないので、我々は公安委員会というのは何をやっているところなのかよくわからないんですね。教育委員会もそういうところがありますが、初歩的なことで申し訳ないんですけど、公安委員会というのはどういう権能を持って、どういう議論を普通しているのか、教えてくださいませんか。

○伏見眞一公安委員会補佐室長 公安委員会は、県民の良識を代表する者によって構成される合議制の行政委員会です。警察行政の民主的運営と政治的中立性の確保を目的として設置されております。その任務としましては、県警察を管理し、または法律の規定に基づきまして権限に属された事務をつかさどるこ

とであります。

○玉城義和委員 よく中身がわからないですね。公平、民主性を保つ、県警察を管理するなんてよくわからないんですが、もう少し日常的に、例えば公安委員会というのはどういうことを日常的にやっているのか、その辺を一般県民が聞いてわかるような説明をしていただけますか。

○伏見眞一公安委員会補佐室長 公安委員会は先ほど言いましたように、合議制の委員会でございますけれども、毎週木曜日に3名の公安委員の方が集まりまして、定例会を県警察本部長以下、県警察の部長以上が集まりまして、県警察が取り組んでおります施策、または重要な事件・事故等について説明、または県警察の先ほど言いました施策について説明をして、その上で中立的な立場でいわゆる第三者的な立場において警察に対する提言なり意見をいただいているということです。特に翁長先生のことでございますけれども、先ほども御紹介がありましたけれども、元教育長ということでありまして、特に少年の健全育成というものに対して非常に造詣が深く、例えば去年、県内の少年の飲酒という問題がありました。そのときに昨年9月に教育委員会と合同で意見交換会をやりました。そのときに、集団飲酒、県内の少年の飲酒補導というのは全国に比べて10倍くらいある。そういう関係で、何とかこれをよい方向にと言いますか、健全育成にという観点から、去年県議会において未成年者飲酒防止に関する決議をしていただきました。そういうことを提言していただきまして、県警察としても少年に対する健全育成ということを踏まえて、各種対策に取り組んでいるということでもあります。

○玉城義和委員 毎週集まるというのはなかなかだと思いますけれども、実際に例えば県警察がこういう方針で対処しようとしていることを出して、公安委員会の皆さんの意見を聞いて、それによって是正をしたり、あるいはつけ加えたりということは頻繁にあることなんですか。

○伏見眞一公安委員会補佐室長 先ほど言いましたように、毎週一回定例会がございます。その中で、今言われました県警察の各種施策については警察行政全般のことですけれども、各種施策について御説明、御報告をします。その中で先生方がいわゆる3名の公安委員の先生方によって、先ほども言いましたようにチェックする機関でありますので、県民の良識を代表する公安委員でございますので、県民の立場から警察、いわゆる公安委員会のものとしての独善性

を防ぐという本来の管理するという目的がございますから、それが県民にとってよい方向に行っているのかどうかというのをチェックしていただいて、その上で提言していただくということでございます。

○玉城義和委員 今の3名の公安委員はどなたですか。

○伏見眞一公安委員会補佐室長 ほかの2人については、幸喜徳子先生は沖縄石油ガス株式会社代表取締役社長、株式会社沖縄銀行代表取締役頭取の安里昌利先生の3人でございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 ちょっと関連させていただきまして、公安委員の仕事についてお聞きしますけれども、警察にかかわる管理、行政全般についての提言ですけれども、公安委員の了解のもとに警察の仕事はされているというような理解まで広げてよろしいでしょうか。

○宮城嗣三総務部長 公安委員会の任務についてでございますが、警察法第38条第3項、第4項に規定がございまして、都道府県公安委員会の任務は都道府県警察を管理し、その法律の規定に基づきその権限に属された事務をつかさどるという任務になってございます。管理ということにつきましては、県警察の所掌事務について大綱方針を定め、その大綱方針に則して警察事務の運営を行わせるため、監督することを意味するということになっております。

○浦崎唯昭委員 そうすると、警察行政の責任ある立場が公安委員会であるということで認識してよろしいということですか。

○伏見眞一公安委員会補佐室長 先ほど説明しましたように、公安委員会の任務ということで、警察を管理するということのほか、法律または条例に基づいて公安委員会の権限に属する、先ほど言いました事務をつかさどるというものがございます。そういう2つのものがありまして、警察を管理するもの、それから法律条例に基づいて例えば公安委員会規則とかがございますけれども、各交通関係とか、生活安全関係の許認可とかそういったものがございます。そういう法律に基づいてやるものと、公安委員会の名に基づいてやるものと2種類

あるということです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 公安委員会の事務局というのはありますか。

○**伏見真一公安委員会補佐室長** 平成12年の警察法の改正に基づきまして、本県では平成13年2月22日から公安委員会補佐室というのが警察本部総務課に設置されています。

○**前田政明委員** これは全部警察関係ですか。ほかからも入っているんですか。

○**伏見真一公安委員会補佐室長** 県警察職員です。

○**前田政明委員** 予算特別委員会か決算特別委員会でしたか、特別委員会で私は県の包括外部監査報告に基づいて談合の疑いがある、それからその他具体的にかなり踏み込んだ99パーセント間違いがないという監査報告が出ていまして、その中に具体的な対応もありましたけれども、私はそのときに公安委員会も含めて質疑をしたんですが、やはりそういう包括外部監査で、業者のいろんな細かい数字を入れても談合が間違いがないという監査報告がある中で質疑をしたんですけれども、結局はこういう場合に公安委員会の事務局ですよ。県警察を監督する補佐室というのが、同じ仲間同士になっていると言ったらおかしいんだけど、客観的に公安委員会が警察の仕事を監督し、それを改善させるような意見が出にくいようなそういうような体制になっていませんか。

○**宮城嗣三総務部長** 今、お話がございました組織についての詳細は把握しておりませんが、多分警察本部の中で内部的な監察をしたり、そういう機関があるということについては承知はしております。

○**前田政明委員** 全国的にいろんな不祥事があって、その中で公安委員会の役割は何なのかと今非常に鋭く問われていますよね。県議会もそうですけれども、チェック機能と、さっきあったように監督をすると。監督をするのに身内で、包括外部監査の弁護士の指摘では、細かく計算をして指摘されている。いろんな現金の使い方も指摘をしている。しかし、公安委員長へ聞いたら、今議事録

を持っていないから詳しくはわからないけれども、いわゆる本来の公安委員会の監督をする能力がないのではないか。そういう面では、公安委員会が公安委員会として独自に住民の財産や生命を守るための大事な警察機構をちゃんと監督する。そして客観的に、オンブズマンじゃないけれども、そういう意味では内部告発を含めていろいろありますよね。そういう流れの中で、私が言いたいことは、公安委員会の事務局は監督もするならば、やはり先ほど言った補佐室は全部が警察関係だということになると、いわゆる包括外部監査の報告が出てもしそれは問題ありませんというような形で答弁が返ってくるのはそれはいたし方がないとしても、そこを私は質疑をして、非常にまずいなど。やはり公安委員会の権限をきちんと活用するためには、全国的にはどうなんですか。全国的に公安委員会の事務局体制というのはやはり警察の仕事を客観的に監督できるような形で改めるべきだという動きはないんですか。

○宮城嗣三総務部長 前田委員がお話になった事案の詳細については承知してごさいませんが、今おっしゃった全国的に事務局をという議論については承知しておりません。

○前田政明委員 承知していないというのはどういう意味ですか。言葉の意味がわからない。詳しく言ってください。

○宮城嗣三総務部長 事務局を警察職員だけじゃなくて、別のところから入れるべきだという議論については、私のところまではまだそういう議論は聞いていないということです。

○前田政明委員 今日、これ以上議論しても始まらないので、公安委員会そのものの監督も含めてということですよ。そういう場合に今の行政の流れとしてはやはり公安委員会という機関がしっかり役割を果たすためには、それなりに身内の話だけじゃなくて、行政全般の話をそれなりに受けとめられるような改善が必要ではないかということをご提案して終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県収用委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第9号議案沖縄県収用委員会委員の任命について説明します。

この議案は、沖縄県収用委員会委員7人のうち3人が平成20年7月15日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため土地収用法第52条第3項の規程により、議会の同意を求めるものであります。

収用委員会委員は、土地収用法第52条第3項の規程により、法律、経済または行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正に判断できる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案しました大城保氏、島袋秀勝氏、武田昌則氏は現在1期目でございますが、ともに今回再任をお願いするものでございますが、3氏ともこれまで収用委員会委員としての職責を十分に果たしてこられましたので、議会の同意を得まして任命したいと考えております。

以上、乙第9号議案につきまして、その概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第10号議案専決処分の承認について審査を行います。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第10号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律が、平成20年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることになりました。

これに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正内容を申し上げますと、自動車取得税のうち免税点を引き上げる特例措置、排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車について取得価格から一定額を控除する特例措置、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれたディーゼル車のトラック・バス等について税率を軽減する特例措置について適用期限を2カ月間延長することです。

以上、乙第10号議案について、その概要を説明いたしました。
御審議のほど、よろしくお願いします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 この専決処分の趣旨について説明をお願いします。

○宮城嗣三総務部長 今回の専決処分の内容でございますが、平成19年度末で期限を迎える税法上の特例措置等の中で、失効により納税者が不利益となるものについて、国民生活等の混乱を回避する目的から、与野党協議による特例措置の適用期限が2カ月月延長されたものでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第11号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを説明します。

この議案は、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令等の一部を改正する省令が平成20年3月31日に改正・公布され、同省令第2条の規定により中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、同年4月1日から施行されることになりました。

これに伴い、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規程により専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正内容を申し上げますと、中心市街地における不均一課税について、不均一課税の要件となる認定基本計画の公表日の期限を平成22年3月31日まで2年延長することです。

以上、乙第11号議案について、その概要を説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 この不均一課税について、中心市街地の活性化という面では、

個人の住宅購入とか、そういうものは対象にはならないんですね。

○宮城嗣三総務部長　そういうことでございます。

○前田政明委員　想定されるのは、いわゆる再開発を含めて都市再生法絡みの開発の場合に適用されるということで理解していいんですか。

○宮城嗣三総務部長　そのとおりで結構だと思います。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○當間盛夫委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長　乙第12号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について説明をいたします。

この議案は、地方税法の一部を改正する法律及び同法施行令等が平成20年4月30日に公布され、これらの法令の一部が同日から施行されることになりました。

これに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規程により専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、その承認を求めるものであります。

主な改正内容を申し上げますと、法人の県民税の均等割について法人でない社団または財団で収益事業を行わないものについて非課税とすること、租税条例に基づく申立が行われた場合における法人の県民税及び事業税の徴収猶予制度を創設すること、独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う規定の整備を行うこと、自動車取得税について税率及び免税点の特例措置の適用期限を10年延長すること、自動車取得税について排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた自動車やディーゼル車のトラック・バス等に係る課税標準等の特例措置について、よ

り環境負荷の小さい自動車に重点化した上で2年間延長すること、軽油引取税について税率を引き上げる特例措置の適用期限を10年延長すること等であります。

以上、乙第12号議案についてその概要を説明いたしました。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 法人2税の収益事業を行わない法人じゃない社団ですが、これまでとの具体的な違い、どのような影響が出るのか御説明願えませんか。

○**下地功税務課長** 法人2税の法人でない社団、財団の収益事業を行わないものについては、これまでいわゆる申請をして収益事業が行われていない場合は申請をして減免をしてもらっていたということです。これが実際にはほとんど減免ということになっていたものですから、最初から非課税にしようというような改正でございます。

○**前田政明委員** 法人2税について、二の海外取引との関係ですね。それを御説明願います。

○**下地功税務課長** 移転価格税制というのは、いわゆる海外との関連企業との取引の中で、国内の所得を海外に移転して申告するというケースの場合に、通常取引状態の場合に戻して、いわゆる日本で所得があったということで課税をするというようなものでございます。そのときに海外での所得の部分、国内での所得の部分という二重課税が発生するというので、それを是正するというようなものです。

○**前田政明委員** 具体的にこの影響というのはわかりませんか。

○**下地功税務課長** 影響額については把握できない状況です。

○前田政明委員 軽油引取税についての税率の特例措置の適用期限を10年延長ということについて詳しく説明をお願いします。

○下地功税務課長 軽油引取税は本則では1キロリットル当たり1万5000円の税率となっています。それが、暫定として1キロリットル当たり3万2100円というように平成20年3月31日までされてきました。しかし、税制関連法案が平成20年3月31日までに成立しなかったことから、平成20年4月1日から税制関連法案が成立する平成20年4月30日までの間の税率が本則税率に戻っていたということでございます。

○前田政明委員 もう一度、暫定税率に戻した流れをわかりやすく簡単に御説明をお願いします。

○下地功税務課長 軽油引取税については、平成20年3月31日まで暫定税率の3万2100円で課税されていたところ、3月31日に税制関連法案が通過しなくて4月1日から本則税率の1万5000円に戻ってました。それを4月30日にいわゆる税制関連法案が可決されましたので、それに伴って今回暫定税率の3万2100円に戻すという内容でございます。

○前田政明委員 これはいわゆる本則を暫定で、1キロリットル1万5000円から3万2100円に引き続き10年間続けるということに戻したということですか、大変なことですね。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 県民税の非課税の問題と、あるいは軽油引取税10年の問題とありますが、税収上の増減があるものと影響があるものとなないものがあると思いますが、それは総じてどうなっていますか。

○下地功税務課長 先ほどの法人非課税に関しては、これまでも申請して減免していたということで、税収上の増減はありません。先ほどの法人のことに關してはですね。今回の軽油引取税で暫定税率に戻したということについては、税収への影響はございます。その影響額は、この暫定税率が切れていた期間の

一月間が減収となった影響額は税込で約3億6400万円となっております。

○**崎山嗣幸委員** 仮にこれが延長とかという措置をしなければ、どれくらい影響額を受けるのか。試算はされていませんか。措置されていない場合はどれくらいの影響額があったのか。

○**下地功税務課長** これが、そのまま暫定税率が戻らないまま本則税率に戻した場合は、今の3億6400万円が1月分ですので、これが約12月分くらいの影響が出てくるということでございます。減収になるということです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、乙第14号議案から乙第16号議案までの沖縄県監査委員の選任についての議案3件について、審査を行います。

なお、ただいまの議案3件については、説明は一括して行い、質疑は各議案ごとに行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案3件について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○**宮城嗣三総務部長** 続きまして、乙第14号議案、第15号議案及び第16号議案まで一括して説明いたします。

乙第14号議案沖縄県監査委員の選任について説明いたします。

この議案は、沖縄県監査委員4人のうち識見を有する委員2人が平成20年7月31日で任期満了することに伴いその後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規程により、議会の同意を求めるものであります。

監査委員の識見を有する委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、

人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て選任することになっております。

御提案しました又吉春三氏、幸地啓子氏は、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有しており、両氏ともに監査委員に適任であると思慮されますので、議会の同意を得まして選任したいと考えております。

乙第15号議案及び乙第16号議案沖縄県監査委員の選任について説明します。

この議案は、沖縄県監査委員4人のうち議員選出の委員2人が平成20年6月24日で任期満了したことに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規程により、議会の同意を求めるものであります。

監査委員の議員選出の委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから知事が議会の同意を得て選任することになっております。

御提案しました池間淳氏及び嘉陽宗儀氏については、去る平成20年6月27日に県議会議長から推薦をいただいております。

以上、乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第16号議案につきまして、その概要を御説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないように簡潔にお願いいたします。

まず、乙第14号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** 選任について一にはならないかもしれませんが、この

監査に議会代表が出るという、法律だと思うのですが、その辺の説明を少しいただけますか。

○**當間秀史人事課長** 議員の中から監査委員を選任する規定につきましては、地方自治法第196条等の中で、監査委員は識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する規定となっております。

○**浦崎唯昭委員** これはいつごろつくられた法律ですか。時代が大きく変わる中で、二代表制とまさに言われる中で、県議会はある意味監査しているようなものですね。また議員が監査委員に加わるということは時代の流れの中でどうなのかなと少し疑問に思っているので、お聞きしているわけですが。時代的にはもう議員が監査委員に入らなくてはいけないということは私は不要ではなからうかと思う。地方分権化が叫ばれる中で、これから議論すべきじゃないかなと私の感じでお話しさせていただきました。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○**玉城義和委員** 全体にかかわるやつですが、1つだけ聞いておきたいんですけど代表監査委員っていうのは歴代どういう人がなっておられるのか。例えば直近の二代、三代で言ってみてくれませんか。出身母体と言いますか。

○**宮城嗣三総務部長** 直近で申し上げますと、行政を経験した方で常任の代表監査でございますが、太田守胤氏、それからその前は親泊英夫氏、その前は仲地清純氏という形になっております。

○**玉城義和委員** これはみんな行政ですか。

○**宮城嗣三総務部長** 主として財政を経験した方々でですね、行政を経験した方々でございます。

○**玉城義和委員** 私も多分そうだろうと思って聞いたんですが、大体にこれはある面言えばしょうがないという面も側面もあるかなとは思っていますよ、実務的にかなり詳しくないとできないということもあるかとは思っているんだけど、ただその代表監査委員が先ほどのことと同じ事になるんだけど、県庁

の出身者ということによって、いわば身内同士、先輩後輩ということになってしまって、その辺のところの弊害というのは、厳正・中立にやっておられるだろうからあり得ないんだろうと思いますが、そばから見るといかにも身内同士、身内意識というものがあるのではないかと、多少そういう見方もできないわけじゃないんだけど、その辺はどういうお考えですか。悪いとは言ってないんだけど、その辺のことです。

○宮城嗣三総務部長 先ほど申し上げましたように、従来行政経験者というのはやはり財政を熟知している方々ということで、選任してございますが、今回特に地方公共団体の財政健全化に関する法律というのが出てまいりまして、一般会計とそれから企業会計を含めて全体的に決算を見ていくというような形に制度が変わってきたものですから、そういう部分を含めまして行政部分から1人選任をした経緯がございます。ただ、先ほど委員がお話ししましたけれども、監査委員というのはやはり公正・中立で監査をしていただいているという認識はございますので、そういう意味では行政経験者であって、その行政に対して特別のことはないのではないかと我々としては理解しております。

○玉城義和委員 そういうことだとは思いますが、こういう時代ですから前例踏襲というようなことをしないで、全然違った角度から切っていくとか、見ていくような、そういう斬新な見方が非常に重要なことなんで、ある面例えば専門家というのは、その水に長い間親しんできた人のことですよね、したがってそういう人たちがかくもあらんと思って言うわけだから、なかなかその長い間の発想から離れられないということを裏の面の側面であって、専門家というのはある面例えばよく財政がわかるということはあるけれども、逆に言えばなかなか新しい見方を入れていけないという側面を持つことも確かだろうと思うんですよね。だからその辺をどうするかということなんですよね。

○宮城嗣三総務部長 直接的にはこの議案とは関係はございませんが、実はこの監査制度の全体的な議論が一つございまして、監査委員の制度とは別に包括外部監査制度というのが出てございます。これにつきましては、やっぱり弁護士、公認会計士、そういった方々が監査委員制度とは別に監査を実施するという制度がもう一つ外に制度としてできあがっているということでございます。

○玉城義和委員 そうなると、この監査委員の役割は何かという話にまたなってくるので、なかなか難しい話になって屋上屋ということになって、監査委員

が機能しないのかという話になってくるわけで、私は前からそこはどうしてこういう屋上屋になってるのだろうかと逆に疑問を持っていまして、監査委員の権能の問題がもう一つはっきりしないのかなと思っているわけですね、この外部監査の話でいえば。いつも決算特別委員会で、毎年同じような指摘がされているんですよ、監査委員から。これは監査委員の権能との絡みで監査委員というのはどこまで権限があるのか、例えば決算のあり方、予算のあり方というものに対して、幾つか指摘をして望ましいあり方だとか、是正するべきだというのが毎年出てくる。ほとんど同じ指摘ですよ、私は何年間か決算特別委員会に入ってやっていますけれども。そういう意味では、監査委員の権能とか、権限というか、どういう権限をどこまで持つのか、この決算や予算に対応できるのかというところはどうなんですか。

○宮城嗣三総務部長 監査委員の職務権限については、地方自治法で細かく定められていまして、委員御提案の種々の監査ができることになっております。その監査結果につきましては、結果を総括しまして県議会それから長に報告をするという形になってございまして、県議会の議長にも報告がございまして、決算審査の段階で、そういうものについては議論されていくだろうという部分と、検査結果については公表されてございまして、住民からは監査結果については見ることができるというシステムの中で、監査機能が発揮されていくと理解しております。

○玉城義和委員 なかなか納得ができないところがありますが、問題提起として申し上げておきます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

以上で、総務部関係の議案に対する質疑を終決いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情第83号外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました総務部関係の陳情案件につきまして、お手元に配付しました総務企画委員会陳情説明資料に基づき御説明いたします。

総務部関係陳情は新規3件となっております。

なお、新規陳情の陳情者は1ページでございますが、消費税をなくす沖縄の会代表世話人豊村朝英氏から提出のあります陳情第83号消費税の増税に反対する陳情、2ページ、沖縄県商工団体連合会会長山川恵吉氏から提出のあります陳情第86号消費税増税反対決議を求める陳情、3ページ、消費税廃止沖縄県各界連絡会代表山川恵吉氏から提出のあります陳情第87号消費税増税反対決議を求める陳情以上であります。

今回の新規陳情3件については同一の処理概要でございますので、一括して御説明します。

1ページをお開きください。

消費税については、少子・高齢化がますます進展する中で世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保の観点から、その役割は重要なものとなっております。

そのあり方については、さまざまな観点から国において議論されているところであり、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

以上、総務部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 現在、沖縄県民が払っている消費税総額は幾らですか。

○下地功税務課長 地方消費税として払い込まれている金額が平成19年度で見ますと123億7570万円で、これは1パーセントに相当しますので、国の消費税を含めると5倍の618億7000万円ということになります。

○前田政明委員 県民所得とはどう比較したらいいのでしょうか、618億円ですよね。県民総所得との関係で比較した場合はどうなりますか。負担割合というのは全国と比べてどうなりますか。

○下地功税務課長 県民1人当たりの消費税と地方消費税の負担額についてですけれども、本県の平成17年度の1人当たりの県民所得が202万1000円、全国平均で287万8000円となっており、県民所得は全国の約70パーセントとなっております。一方、平成18年度の地方消費税だけで算定したものなんですけれども、1人当たりの負担額は沖縄県が1万5504円、全国平均が2万692円となっていますので、沖縄県は全国の75パーセント程度になっているということです。

○前田政明委員 先ほどの要領で地方消費税、逆に先ほどの国のものを含めて計算した場合はどうなりますか。

○下地功税務課長 これは消費税も含めた計算ということで、沖縄県の徴収している分を5倍しますと、全国が1人当たり10万3460円、沖縄県が1人当たり7万7520円、率としては沖縄県は全国の75パーセントという率は変わりません。

○前田政明委員 県民消費支出、家計の資料がありますよね、統計資料に。先ほどの細かい数字ですけれども、県民1人当たりの大まかな負担として、7万7520円、全国では10万3460円ということで、これは全国平均と比べて何パーセントで、県民所得の比較は何パーセントでしたか。

○下地功税務課長 沖縄県の消費税の県民1人当たりの負担額は全国の75パーセントとなっています。それから、所得については全国の約70パーセントということになります。

○前田政明委員 そうなると5パーセントの差が出てきますけれども、これは消費税本来の所得の低い人ほど生活費を含めて負担が多いという理解になるんですけども、この5パーセントの差はどのように理解していますか。

○宮城嗣三総務部長 前田委員の質疑にいきなり答える手持ちの資料がないんですが、いろんな要素が考えられるとは思いますが。1つは消費性向がどうなるかという部分と、今言うように所得の部分で全国比較はございますが、東京都も含めて全体的な話で所得の格差というのは論じられていますので、それについて詳細を検討してみないと回答は現時点ではできません。

○前田政明委員 ヨーロッパ等と比べて日本の消費税の特徴というのは何ですか。

○下地功税務課長 ヨーロッパの消費税の詳しい中身を承知していないものですから、比較ができないというところです。

○前田政明委員 生活費非課税の原則というのが税制の基本ですよ。基本的には生活費にかかるものについてはヨーロッパでは非課税なんですよ。非課税の措置がとられていると思います。ところが、日本の場合には生活費そのものに課税される。だから米を買う場合でも、子供が文房具を買う場合でも消費税がかかる。そういう面では、この世界の消費税の中でもとりわけ生活費非課税の原則という税制の民主主義を根底から踏みにじるような課税になっていると思うんですね。そういう面で、先ほどの県民所得が平均202万1000円と、全国平均は287万8000円という流れの中で、日本型の消費税というのは所得の低いところほど重い。すなわち沖縄県の県民ほど実質的に生活の中に占める消費税の圧迫感というのは強いんですよ。私も想定外なんでたまたま何にも準備がなくて言っているんですけども、75パーセントが沖縄県の場合、いわゆる県民所得の平均からすると75パーセントが今大まかに計算したら消費税の負担になっている。全国平均ではたまたま70パーセントくらいだということの5パーセントの差というのは私はすごく重いと思います。5パーセントで計算すると

10万円以上ですよ。これは1カ月の生活費の半分ですよ。要するに200万円だとすると生活費が大体18万円くらいですか、県民所得は。ところがこの5パーセントを計算すると大体10万円くらいになる。そういう面では今でさえワーキングプアと言いまして、所得が200万円以下の流れの中で、さらにこの5パーセントの差というのは、いわゆる日本型の消費税が生活費非課税の原則を踏みにじって、生活そのものに税金をかけるという消費税の中でも最悪なパターンを持ってきている。私はこれを福祉のために使うということには全くなっていないし、この10年間全国で徴収された消費税総額は幾らですか。

○当間盛夫委員長 休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時18分 再開

○当間盛夫委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、陳情に対する質疑を行います。

前田政明委員。

○前田政明委員 消費税が増税されて、全体では幾らかというのを国の資料などでわかりましたらお願いします。

○下地功税務課長 消費税が増税された平成9年度から平成18年度までの合計額なんですけれども、平成19年度はまだ決算が出ておりませんのでわかりませんが、その間の合計額が国の消費税で97兆1340億円となっております。

○前田政明委員 いつからですか。

○下地功税務課長 平成9年度から平成18年度までです。

○前田政明委員 消費税が導入されたのはいつからでしたか。

○下地功税務課長 消費税は平成元年からです。

○前田政明委員 1989年度からののはわかりませんか。

○下地功税務課長 平成元年度から平成18年度で見ますと、国の消費税は148

兆3220億円となっております。

○前田政明委員 この陳情が出ているということは非常に大事だと思いますけれども、福田首相が6月17日のG8で通信社のインタビューに答えていて、消費税増税について決断の大事なときだと。二、三年の単位で考えた話だということをおっしゃっていました。それから5月下旬には社団法人日本経済団体連合会の御手洗会長も2009年度の場合に法人税の減税をして、消費税増税を急ぐべきだと述べておられますから、大変、国民生活にとって身近な問題であるということで、もう少し質疑をしたいと思います。それで、いろんな資料がありますがけれども、1989年度から2007年度までの消費税の累計額は188兆円と私どもの赤旗も日本共産党小池晃参議院議員がいろいろ述べる資料の中にもありますが、188兆円の中で実質的に法人税の減税分が約159兆円使われている。そうすることで、当初の消費税は福祉目的税だと、福祉のために使うんだと言っていたことが、実質的に消費税の188兆円と実質的な法人税の減税分をこの間比較しますと、いろんな資料がありますし、国会でもやっていますけれども、159兆円が法人税減税に充てられている。その中心は大企業が中心となっている。そうするとこの消費税は実質的には福祉目的には使われていないのではないかとされていることに対して、皆さんの認識はどういう認識でしょうか。

○宮城嗣三総務部長 前田委員がお話ししました法人減税の159兆円についてという部分は我々は掌握してございませんということと、当初の導入で福祉目的税という議論は当然あったわけですが、それとの兼ね合いの答弁については持ち合わせておりません。

○前田政明委員 この消費税の仕組みの中で、ひどいなと思うのは戻し税ですよ。すなわち外国人は消費税の対象じゃないということで、輸出企業が外国に輸出する場合に、これまでの消費税はどのようになっていますか。

○下地功税務課長 外国への輸出分については消費税は非課税ということになっております。

○前田政明委員 その場合に非課税だけれども、これまで払ってきた消費税はどこに還付されることになるんですか。

○下地功税務課長 一たん支払った法人に還付されることとなります。

○前田政明委員 関東学院大学の湖東教授の試算では、消費税の還付金額がトヨタ自動車株式会社が2006年度分で2869億円、ソニー株式会社が1450億円、本田技研工業株式会社が948億円、キャノン株式会社が931億円、日産自動車株式会社が872億円、マツダ株式会社が733億円、松下電器産業株式会社が705億円、株式会社東芝が626億円、スズキ株式会社が503億円、三菱重工業株式会社が422億円で、国民が払ってきた消費税のうち1兆59億円がこれらの企業に還付されている。これについてどう思いますか。

○宮城嗣三総務部長 全体の税の中での議論でございますので、私の所見を述べるのは難しいと考えております。

○前田政明委員 そういう面では、先ほどの県民所得の状況からして、生活費非課税で大変な状況になっているわけですね。そういう意味で消費税が福祉に使われるんだと言ってきたのもありますけれども、実質的には消費税の導入時に健康保険の医療費自己負担率は1割なんです。今は3割。老人医療の自己負担が1988年は月額400円、今は御承知のとおり。国民年金の月額は1988年は7700円、今は1万4410円と。このようにことごとく社会保障の場合の負担が上がっているわけです。そしてこの税金の使い道の問題も含めて、大きな問題となっている消費税の負担割合ですよ。消費税導入時の法人税の税率は大体42パーセント程度、これが今実質的に30パーセント、個人所得の場合は累進は70パーセントくらいから、今は三十五、六パーセントになっていて、そういう面ではこの間の消費税が導入されてからの税体系というのは大変不公平になっていると思いますけれども、ちょっとお聞きしたいのは個人所得の累進税率の最高税率だった時期と今の状況を説明してください。

○下地功税務課長 現在の所得税の最高税率は40パーセントとなっております。

○前田政明委員 1984年が税率最高70パーセントなんです。1987年が60パーセント、1989年50パーセント、1995年が50パーセント、1999年が37パーセント、今は2007年で40パーセントということですが、そういう面では大企業の法人税率は、1984年が43.3パーセント、それを省いて1990年が37.5パーセント、1998年が34.5パーセント、1999年で30パーセント、こういうように庶民は定率減税廃止とかいろいろなことが上がる中で、実質的にはこの消費税体系ができて、

どこが減税になっているかという、こういう形で法人税の減税と分離課税、そういう面で大金持ち優遇と言いますか、そのような形になっているというのがこの消費税の問題として大きな政治的な問題になっているのではないかなと思います。そういう流れの中で、自殺者が3万人いて、これが10年も続くと那覇市と同じ人口と同じ規模の人口がこの10年間で自殺をして、命を失っているわけですね。そういう流れの中で米軍再編のお金に3兆円、名護市辺野古に6000億円とかグアムに7000億円とか、1戸建て8000万円の土地代を抜きにしたものを使うとか、そういう今の税金の使われ方が余りにもひどいのではないかと。先ほど言った実質的な大手の銀行というのは税金を納めていない。そういう面ではこれほど不公平な税の生活費非課税の原則とか、累進税率とか、そういうヨーロッパを含めて、民主的税制のあり方から外れている国はないのではないかと。陳情の趣旨にもありますけれども、これは民主的税制の三原則として、生活費非課税、生きていくのに必要な最低限度の生活費には税金をかけない。2番目として総合累進税、所得の多い人が高い割合で負担し、所得の少ない人は負担割合を低くする。応能負担ですね。そして3番目に勤労所得には軽度の課税、労働から得た所得には低い税率で課税し、資産や株などのフロー所得には高い率で課税しなければならない。これは民主的な税制の根本なんです。これを日本の場合には、ヨーロッパの国々と比べても極端に米軍優先、大企業優先で国民生活に不快な思いをかけてきている。そういう面では陳情者の趣旨にありますように、消費税の増税はするべきじゃないと思いますし、私どもは軍事費を削って、そして大企業、その他大金持ちにはそれなりの負担をしてもらうべきだと考えておりますけれども、次回の9月定例会でまた詳しくやりますので、今問題を投げかけた点は調べておいてもらって、わかりませんということにならないように一応予告しておきますので、今日はこの程度で終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次回は、7月14日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫